

「農林水産物・食品の機能性等を解析・評価するための基盤技術の開発」
に寄せられたお問い合わせ及び回答
(公募開始～平成23年1月31日)

Q 1 一つの研究組織から、複数の研究課題を提案することは可能か。

A 複数の研究課題を提案することができることとします。

Q 2 機能性成分の摂取量をコントロールする実験を実施する際に、機能性成分をサプリメントの形状とする方が実験しやすいように思われる。機能性成分をサプリメントの形状とした研究手法は認められないのか。

A 研究の中で、サプリメントを用いた検証は可能です。ただし、最終的には消費者の方に食品としての性状として摂取していただくことを念頭に研究を実施して頂きます。

Q 3 複数成分の組み合わせにより効果が発揮されると考えられるものについては研究対象となり得るか。

A ご提案頂く複数成分について研究の柱の全て(①～③)を実施できるのであれば可能です。ただし、何をどれだけどの組み合わせで摂取すればよいかという検証が必要となるため、より複雑になると考えられます。

Q 4 現在までの研究で、生理活性を有する成分がクロマトグラフィーの画分A内にあるということがわかっているが、単離には至っていない。このような物質についての提案も可能か。

A 物質が概定されていれば、可能です。ただし、機能性のメカニズム解明等、他の研究内容との関連もあるため、速やかな成分の特定が必要と考えられます。

Q 5 薬事法との関係はどうなるのか。

A 本プロジェクトでは、食品の機能性に関する研究を行うものであり、医薬品の製造販売等を行うものではないため、薬事法と直接の関係はないと考えています。

Q 6 ヒト介入試験においては、ヘルシンキ宣言に基づく試験を実施し、また、学内審査委員会も通す必要があるか。

A ヒトを対象とする研究を行う場合は、関係する法令等にしがたい、適切な手続きを経ることが必要です。

Q 7 一つの機能性成分に対しては、一つの研究課題しか採択されないのか。

A 優れた研究のご提案があれば複数の課題を採択する可能性があります。

Q 8 分析技術の確立の課題において、複数の研究機関において分析値の信頼性を調べる研究課題がある。この課題を実施するために複数の研究機関において分析装置を購入する必要があるか。

A 必要な分析装置は購入できます。ただし、効率的な予算執行となるようご留意願います。

Q 9 魚介類は、公募の研究対象となり得るか。

A 魚介類も、公募の研究対象となり得ます。

Q 10 これまでの研究成果をreviewしたものを使用してもよいか。

A これまでの研究成果を活用することは可能です。

Q 11 機能性成分の含量のデータベースは、作物ごとに作成するのか品種ごとに作成するのか。

A 原則として作物ごとの作成を想定していますが、品種間の差異が大きいことが推定されるもの等については、品種ごとの作成が求められます。

Q 12 本プロジェクト研究を活用して商品化を行う場合、本プロジェクトで実施したことを明記する必要があるか。

A 必須ではありません。

Q 13 研究成果の発表方法として、学術論文による発表は必須か。

A 学術論文による発表を必須としているわけではありません。

Q 14 疾病を有する人を集めて実施するヒト介入試験においては、多くの謝金が必要である。謝金は研究費とは別にあるのか。

A 契約する研究費に含まれています。

Q 15 外注費は雑役費に入るのか。栽培の委託、試験の委託はどこに入れたらよいのか。

A 請負契約を実施した場合、その支払いは雑役務費に入れることができます。

Q 16 別紙4のP3において、普及支援組織を加えることと記載してあるが、具体的に何を指すのか。普及支援組織のイメージはいかなるものか。

A 普及支援組織とは、研究成果情報を共有することにより、技術を普及させるために活動する組織です。

Q 17 普及支援組織として個人もあり得るのか。

A 研究支援組織としては、組織としての参画を求めており、1個人としての

参加は想定していません。

Q18 普及支援組織として農協、都道府県とあるが、これらの全てが参画しなければならないのか。

A あくまで例示です。全ての組織が参画する必要はありません。

Q19 普及支援組織として大学病院を挙げても良いのか。

A 可能です。

Q20 提案課題の研究費上限である1億円は、研究期間（3年間）の合計額か。

A 平成23年度の研究予算です。

Q21 農林水産省の他の事業を活用している研究機関は、本プロジェクトに応募できないのか。

A 研究内容の重複等がなければ、応募可能です。